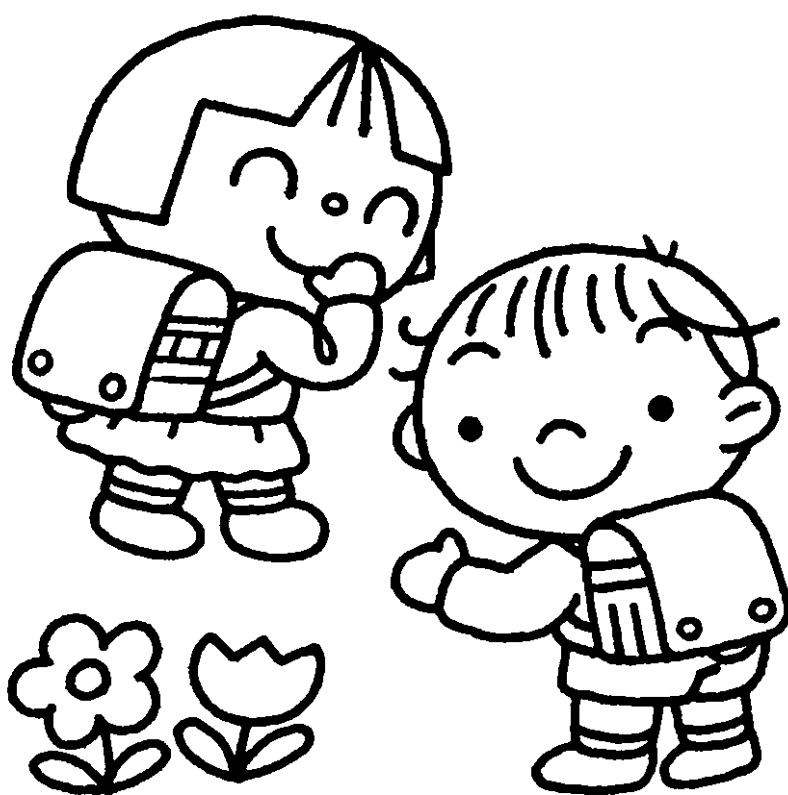


令和8年度入学児童

# 保護者のための ガイドブック



長浜市立神照小学校

〒526-0015

滋賀県長浜市神照町311番地

TEL (0749) 62-0076

FAX (0749) 63-9927

URL <http://kamiteru-es.nagahama.ed.jp/wordpress/>

# 校歌

朝に仰ぐ 伊吹山

ゆるがぬ姿を 心とし

みんな仲よく 手をとって

伸びゆく 神照小学校

夕べに望む 琵琶のうみ

清い心を そのままに

強く正しく 朗らかに

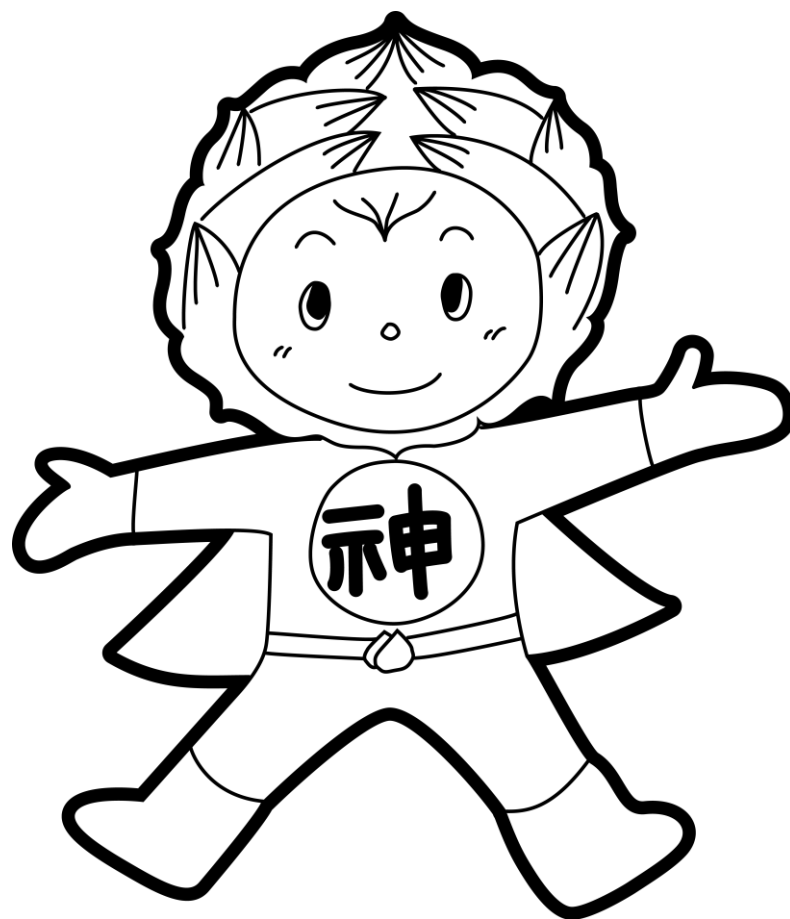
進む 神照小学校

長い歴史を 忘れずに

民主日本を きずかんと

たゆまぬ努力 続けつ

盛える 神照小学校



2026年1月改訂

# R 8 保護者のためのガイドブック もくじ

## 学校生活について

1. 明るく・楽しい学校生活を送るために	2
2. 通学区について	3
3. 1日の日課について	4
4. 欠席するときの連絡	5
5. 特別な状況での欠席	5
6. 忌引きになる場合	6
7. 登下校について	7
8. 児童カードの取扱いについて	7
9. 教科書を無くした時	7
10. 登校の判断（気象災害時等）について	8
11. 学校でのけがについて	9
12. 学校での服装について	10
13. 来校時（忘れ物を届ける際）について	11
14. 下校先の変更について	11
15. 学校への連絡について	11
16. 転校の手続きについて	12

## 学習について

1. 学習教科について	17
2. 主な学校行事等について	18
3. 教科用図書（教科書）について	19
4. 1人1台の学習用タブレット端末について	19
5. 食育について	20
6. 特別支援教育について	21
7. 人権教育について	22

## 健康・安全について

1. 保健室からのお知らせ ..... 2 4
2. 学校の安全管理について ..... 2 7
3. 学校内での約束について ..... 2 8
4. 学校の外での約束について ..... 3 0
5. 個人情報の取り扱いについて ..... 3 2

## 保護者の皆様へ

1. 学校徴収金・給食費補助事業について ..... 3 4
2. 不登校について ..... 3 6
3. いじめについて ..... 3 6
4. 児童虐待について ..... 3 8
5. スマートフォン・インターネットの本質と危険性について  
..... 3 9
6. 悩み事の相談機関について ..... 4 3

## その他資料

1. MEMO ..... 4 4
2. 神照小学校の持ち物 ..... 4 5

学校行事等の様子については、神照小学校ホームページ上でも掲載しています。(下記の二次元コードを読み取っていただくと、ご覧いただけます。)



<http://kamiteru-es.nagahama.ed.jp/wordpress/>

# 学校生活について

## 1. 明るく・楽しい学校生活を送るために



### なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。いろいろな個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そして時には人間関係がうまくいかない場合や、トラブルになることもあります。もし何か問題が起こったり、気になることがあったりした時は、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、連絡帳などどのような方法でも構いませんので気軽に相談してください。

### 学校への疑問などについても気軽にご相談ください

お子さまが、学校の様子を多く話すことはとてもよいことです。保護者の皆様も、学校のことがよくわかると思います。しかし、時にはお子さまからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して疑問をもたれることもあります。そのような疑問をそのままお子さまの前で話をすると、学校に対するお子さまの不安感も強くなりますし、ひいては保護者と担任との意識のすれ違いが大きくなってしまふことにもなりかねません。

お子さまの話で、担任や学校に対する疑問が生じた時には、まず担任に連絡を取ってください。話し合うことで、問題の多くは解決することができます。

### 学校全体で支援していきます

学校では、担任以外にも多くの教職員がお子さまの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むこともあるかもしれません。そんな時は、担任以外の教職員に連絡を取ってください。また、8：10～16：40の時間帯で、教育相談の窓口も設けております。また、状況によっては16：40以降に相談の時間を設定することもできます。学校ではお子さまの成長を第一に考え、保護者の皆様の声を大切に、柔軟に対応していきたいと思ひます。学校と家庭で協力・信頼関係をつくることが一番大事なことです。

### 学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずにいろいろな相談窓口で話してみませんか。きっとよい解決方法が見つかるでしょう。詳しくは学校までお問い合わせください。



## 2. 通学校区について

長浜市内の小・中学校の校区は、長浜市立学校の管理運営に関する規則で次のようになっています。特別な事情がある場合（区域外就学）を除き各通学区ごとの学校に通学します。

通学区域は

神照小学校

泉、今、川崎、国友、口分田、小沢、下之郷、新庄寺、新庄中、  
新庄馬場、保田、山階、神照（県道556号より東）、榎木（北陸自動車道より西）

北中学校…神照小学校区全域・北小学校の一部

**区域外就学**とは、校区外に住民登録をしている子どもたちが、住民登録を変更せずに長浜市内の小、中学校に就学することをいいます。次の理由などがある場合に申請をし、長浜市教育委員会が認めた場合に適応されます。

- ・ 学年を問わず、学期途中（休業期間を除く）に校区外に住所異動（転出）した場合（学期末まで引き続きこれまで通学していた学校への就学を希望する時）
- ・ 卒業学年（小学校第6学年及び中学校第3学年をいう）の児童生徒が、学年途中（前年度の学年末休業期間を含む）に校区外に住所異動（転出）した場合（引き続きこれまで通学していた学校への就学を希望する時）
- ・ その他特に教育的配慮が必要と認められる場合  
\*その他の事由でも、許可される場合もあります。長浜市教育委員会へお問い合わせください。

### 3. 1日の日課について (令和7年度 日課表)

臨時的に変更となる場合もあります。

校時	期間	4月～3月
読書		8:15 ～ 8:20 (5)
朝の会・健康観察		8:20 ～ 8:30 (10)
神小タイム(朝学習)		8:30 ～ 8:45 (15)
準備タイム		8:45 ～ 8:50 (5)
1校時		8:50 ～ 9:35 (45)
5分休憩		9:35 ～ 9:40 (5)
2校時		9:40 ～ 10:25 (45)
手洗い・中休み		10:25 ～ 10:45 (20)
3校時		10:45 ～ 11:30 (45)
5分休憩		11:30 ～ 11:35 (5)
4校時		11:35 ～ 12:20 (45)
給食		12:20 ～ 13:00 (40)
昼休み		13:00 ～ 13:20 (20)
清掃		13:20 ～ 13:30 (10)
手洗い・準備・移動		13:30 ～ 13:35 (5)
5校時		13:35 ～ 14:20 (45)
5分休憩		14:20 ～ 14:25 (5)
帰りの会		14:20 ～ 14:30 (10)
6校時		14:25 ～ 15:10 (45) (クラブの日) 14:35～15:35 (60) (委員会の日) 14:35～15:20 (45)
帰りの会		15:10 ～ 15:20 (10)
下校		5校時の日 14:40 6校時の日 15:30 ※4～6年生(クラブの日) 15:45 ※5、6年生(委員会の日) 15:30

\* 読書が8:15から始まりますので、8:10までには教室に入ります。

\* 令和8年度より

1年生 毎週水曜日 4校時授業後、給食・昼休み・掃除後下校。

(13:50頃下校)

2年生 2学期より、週1日6校時授業。(15:30下校)

## 4. 欠席するときの連絡

### 欠席と連絡方法

病気や家の都合等で学校を休む時、遅刻や早退する時は、**原則として学校連絡アプリ「きずなネット」にて8:15までに必ずお知らせ**ください。または、連絡帳に欠席等の旨を記入し、きょうだいか近所の児童に預けていただいても結構です。

(なお、8:15を過ぎた場合や、緊急な場合は電話連絡でも結構です。)

連絡がなく、登校していない場合は、こちらから8:40頃を目途に連絡をさせていただきます。

## 5. 特別な状況での欠席（出席停止）

病気で学校を休む時、お子さんがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにならない場合があります。これを「出席停止」※1といいます。

「出席停止」は学校での感染を防ぐためでもあります。何よりお子さん自身の治療と休養のためです。

出席停止の場合、「感染症罹患による欠席報告書」の提出が必要となります。

用紙は学校よりお渡ししますので、医師の指示に従い、保護者が記入の上、提出してください。(用紙はホームページからもダウンロードできます。)



### 出席停止にあたる病気

第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱</li> <li>・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）</li> <li>・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・鳥インフルエンザ（H5N1）</li> </ul>
第二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）</li> <li>・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li> <li>・風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）</li> <li>・咽頭結膜熱（プール熱）・結核　・髄膜炎菌性髄膜炎</li> <li>・新型コロナウイルス感染症</li> </ul>
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）・細菌性赤痢</li> <li>・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎（はやり目）</li> <li>・急性出血性結膜炎</li> </ul> <p>条件によって出席停止になるもの※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症</li> <li>・手足口病・ウイルス性肝炎・伝染性紅斑</li> <li>・ヘルパンギーナ</li> </ul>

※1 出席停止とは

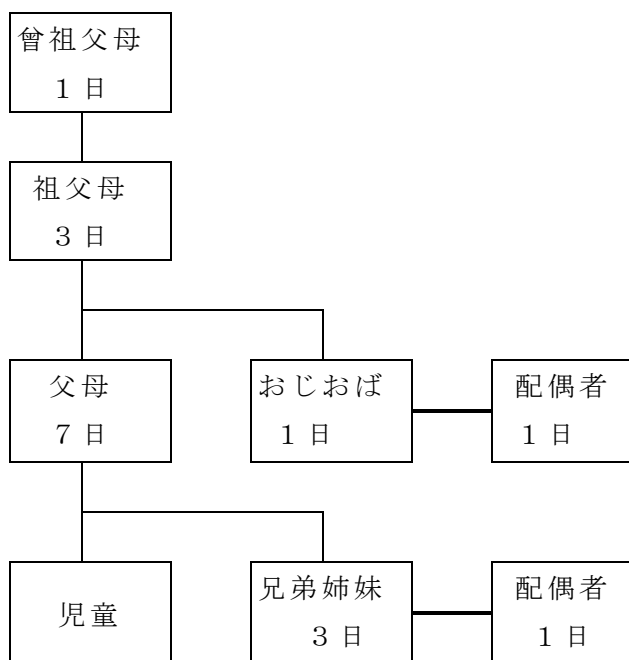
集団感染を防止するため、学校保健安全法に基づき、学校医（医師）の意見を聞き、校長が命ずるものです。

※2 出席停止の期間

学校医（医師）の指示する期間、医師の許可があるまで休みます。

## 6. 忌引きになる場合

親戚などの身内にご不幸があった時、それに関連して学校を休んだ場合、忌引き扱いとなり、欠席にならない場合があります。また、お子さんと亡くなられた方との続柄によって、忌引きになる日数が異なります。



\*なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任が把握します。

## 7. 登下校について

交通安全については、学校でも十分に指導しますが、生命や身体にかかわることですので、家庭でも特にご指導ください。なお、児童の安全のため、下校時も学年による集団下校をしています。

- (1) 決められた通学路を歩く。
- (2) 危ない所へ行かない。
- (3) 他の家の敷地に入らない。
- (4) 登校班に迷惑をかけない。
- (5) 自分勝手なことをしない。
- (6) 交通ルールをしっかりと守る。(右側通行、信号の守り方・横断の仕方など)
- (7) 防犯ブザーを所持する。



\* 通学路は事前に教育委員会に届け出ています。

\* 遅刻・早退の場合は、正面玄関（南校舎西側）からの出入りとなります。

\* けがなど特別の事情の場合を除き、車での送迎はお控えください。

車で送迎する場合、プール南側駐車場を利用してください。

**\* 北門前および周辺道路への駐車は交通事故を引き起こしたり近隣住民の方の迷惑になりますので、絶対にとめないでください。(駐車禁止の標識があります。)**

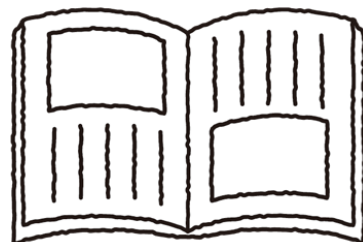
**\* 下校時の迎えは、必ず児童昇降口(下校集合場所)までお越しください。**

## 8. 児童カード（緊急カード・家庭環境調査・緊急時引き渡しカード）の取扱いについて

- (1) 児童、家庭のプライバシーに関わる重要な情報ですので重要文書（秘密書類）として、鍵付きロッカーで保管します。また、使用後は返却させていただきます。
- (2) 家庭訪問、担任との保護者懇談会、緊急時の引き渡しなどで利用し、1年あるいは2年で更新します。

## 9. 教科書を破損・紛失した時

教科書は無償配布ですが、転入・編入学や学年のはじめにお渡しする以外は有償となります。教科書取扱業者が決まっておりますので、一般の書店にはありません。注文すると購入できますので、破損や紛失した場合は、学校にお知らせください。取り寄せに少し時間がかかる場合もあります。教科書の価格は文部科学大臣の認可した価格です。教科により金額が異なりますが、1冊300円～500円です。



## 10. 登校の判断（気象災害時等）について



### 気象災害が起こりそうなとき（台風の接近など）

台風の接近などで、次の警報が発令された場合、学校は、時間帯によって臨時休業の措置をとります。

- 滋賀県あるいは滋賀県北部に**暴風警報**もしくは**暴風雨警報**、**暴風雪警報**が発令されている場合
- 長浜市に**特別警報**が発令されている場合

時 間 帯	対 応
・ 警報が午前7時までに解除	通常どおり登校させてください。
・ 警報が午前7時の時点で発令中	<p style="text-align: center;"><b>臨時休業</b></p> <b>児童を登校させないでください。</b> ＊きずなネットでの非常連絡配信は原則、行いません。

○午前7時までに、特別警報が解除された場合や警報が発令されていない場合でも、気象状況やその推移、影響等を考えて、臨時休業、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を行うことがあります。その場合は、きずなネットでの配信で午前7時頃までに連絡をします。なお、諸事情により、連絡が午前7時より遅れることがあるかもしれませんが、ご了承ください。

○「大雨・洪水・大雪等の警報」や各種注意報が発令された場合でも、原則として通常授業を行います。ただし、河川の氾濫や道路の破損等、通学上、危険が予想される場合は、その状況により自宅待機、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがありますので、ご了承ください。危険な状態を目撃された場合は、直ちに学校へご連絡ください。

○登校後、「暴風警報」「特別警報」が発令されることが予想される場合は、下校時刻を繰り上げるなどの措置をとることがあります。その場合もきずなネットでお知らせします。その際の下校方法の変更の電話等は極力お控えください。

**※台風接近時は、気象状況が刻々と変化します。テレビ等の気象情報に十分ご注意ください。**



## 1 1. 学校でのけがについて

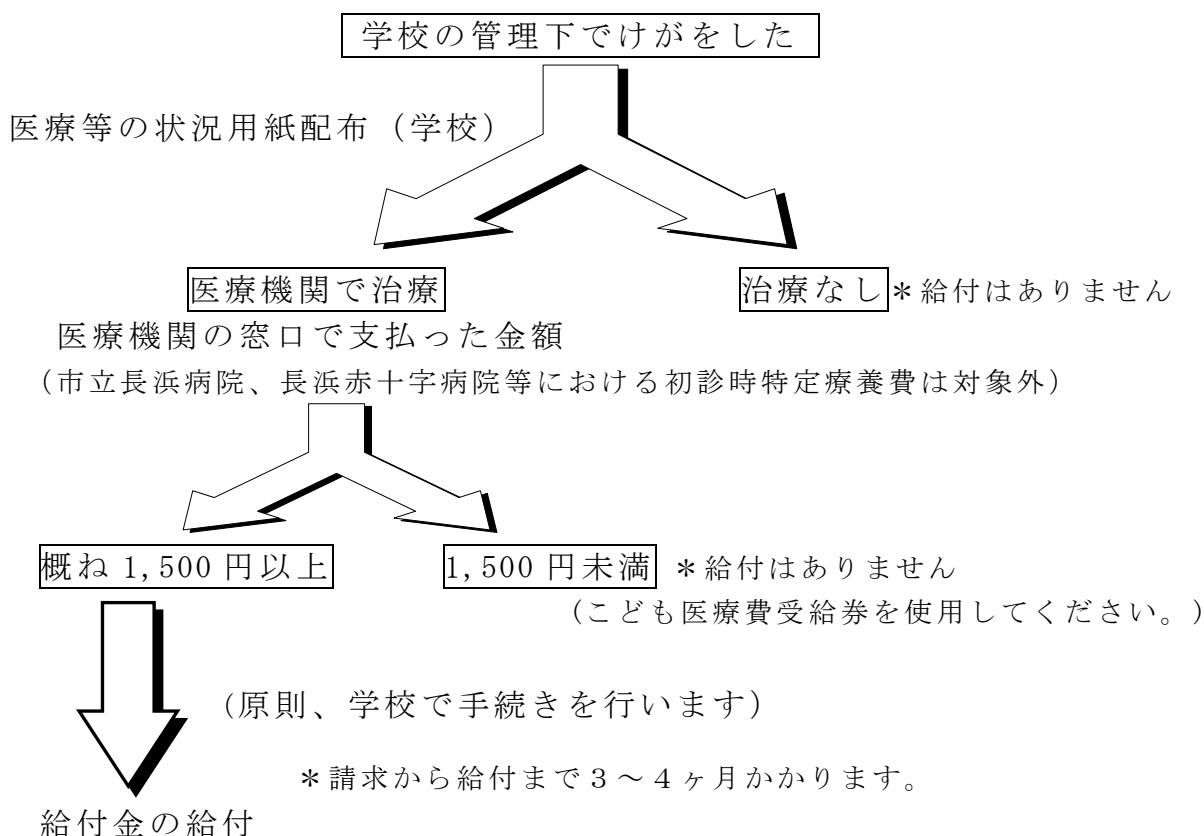
- (1) 学校の教育活動中に医療費のかかるけがなどがあった場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付の制度を行っています。
- (2) この制度は1年ごとの契約です。毎年度初めに加入の手続きについて保護者の皆様にお知らせし、新1年生には加入同意書を提出していただきます。



— 日本スポーツ振興センターが定める「学校管理下」とは・・・

**授業中（遠足や修学旅行などの校外活動を含む）や休み時間、運動会などの学校行事、決められた通学方法、通学路での登下校なども含まれます。**

### 給付金の請求手続き



- ① 請求は1ヶ月ごとに行います。どこの病院や薬局を受診されたかを知るために、学校から用紙をお渡しします。完治（治療の中止、終了）された時点で、その用紙を学校まで提出してください。
- ② 交通事故や内科的疾患は対象となりません。また、暴力行為等でけがをし、加害者がいる場合や自己の重大な過失でけがをした場合なども対象となりません。

## 1 2. 学校での服装について



### (1) 通学服

◇夏季（6～10月）

男女とも、華美にならず動きやすく着脱が容易な服装。

◇冬季（11～5月）

男女とも、標準服の上着を着用し、華美にならず動きやすく着脱が容易な服装。

◎夏季、冬季とも3週間程度の服装移行期間を設けます。

◇名札を学校内で付ける。（下校時に教室で外す。）

◇交通事故の防止や熱中症の予防のために、黄帽をかぶって登下校する。

◇雨具は、黄色の雨ガッパを使用する。雨傘の使用は安全確保のため使用禁止。

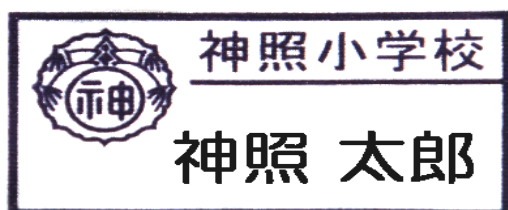
◇暑さが厳しい日は通学距離等を考慮し、保護者判断のもと日傘等（折り畳み式）の使用は可能です。

### (2) 体育の服装等（男女共通）

◇半袖シャツ・ハーフパンツ・長袖体操服・長ズボン

※名札布がとれた場合は、「湖北制服 学生衣料専門店@神照」か「ヒロベ商店」にて校章入りの名札布を購入し、左胸部にアイロンプリントで貼り付ける。

◇赤白帽 ゴム紐をつけ、白色の方に記名（フルネーム）する。



### (3) 備考

下記の体操服を購入してください。

	夏	冬
シャツ	J P 4 0 8 1 R	J P 1 0 8 1 R
ズボン	J P 2 0 8 2 R	J P 2 0 8 1 R

◇メーカーは、夏・冬ともカンコー学生服株式会社です。

◇カラーは、夏・冬ともダークネイビーです。

◇体操服を入れる袋（巾着タイプが望ましい）

の準備をお願いします。

#### 【取扱店】

- ・ 学生服衣料専門店@神照 TEL 5 7 - 6 3 0 7
- ・ ヒロベ商店 TEL 6 2 - 4 7 9 7



### 1 3. 来校時（忘れ物を届ける際）について

お子さんの忘れ物を届けに来られる際は、以下の手順でお願いします。

- ① 学校の正面玄関（西側）のインターフォンを鳴らしてください。
- ② お子さんの名前、学年、学級と忘れ物を持って来た旨をお伝えください。
- ③ 解錠されましたら、職員にお渡しください。

**※学校に忘れ物をして帰宅した時は、学校に取りに来ないことが原則**になっています。学校に置き忘れがないよう、担任からも指導しますが、ご家庭でもお声かけください。

※学校にて応急対応として貸し出した物（カップ・エプロン・着替え・割り箸等）については、洗濯や乾燥もしくは新しい物をご準備いただき、翌日あるいは翌々日までに必ずお返しください。

### 1 4. 下校先の変更について

放課後児童クラブをご利用の方で、利用の仕方に変更のある日は、各施設に連絡していただくとともに、必ず「**連絡帳**」にて担任までお知らせください。**電話での変更連絡は、混乱を防ぐために緊急な場合を除きお控えください。また、「きずなネット」は遅刻や欠席、早退等出欠に関わる連絡のみとし、その他の連絡は連絡帳かお電話でお願いします。**

### 1 5. 学校への連絡について

- (1) 学校に電話連絡をされる時は、非通知ではなく番号通知のうえ、おかけください。**非通知の場合、対応することができません。**
- (2) 学校の職員が電話口に出ましたら、お子さんの名前、学年とクラスをはじめにお伝えください。
- (3) **学校への電話連絡の時間は、**  
**7時40分～18時00分** をお願いします。  
この時間以外に電話連絡いただいても原則対応することができません。  
※宿泊行事や体育的行事等で学校から電話連絡の時間変更をお願いしている時は、この限りではありません。
- (4) 土曜日（土曜授業日を除く）、日曜日、祝日および学校閉校日については、職員不在のため、電話での対応も来校していただいているの対応もできません。

【緊急連絡先】	長浜市教育委員会	0749-65-8605
	長浜警察署	0749-62-0110

## 16. 転校の手続きについて






転校が決まったら、まず在籍している学級担任に、転校する旨の連絡を行ってください。引越する時期にもよりますが、転校手続きの事前準備がありますので、**可能な限り早く連絡**をしてください。










《転校手続きの流れ》

- ◎ **各手続きには必ず印鑑をご持参ください。**
- ◎ 各学校へ転出入手続きに行かれる時は、必ず事前に、訪問の期日や時間等の連絡を行ってください。

【長浜市内で転校するとき】





手 続 き	転居手続き	転校（転出）手続き	転校（転入）手続き
場 所	<p>長浜市役所市民課 (支所:市民生活課)</p>  <p>市民課で住民異動 (転出)の手続きをする。</p>	<p>在学中の学校</p>  <p>長浜市立神照小学校</p>	<p>転居先の学校</p>  <p>長浜市立〇〇小学校</p>
書 類		 <p>交付</p> <p>転校（転出）手続きを行 い、「在学証明書」と「教科用 図書給与証明書」を受け取 ってください。</p>	 <p>提出</p> <p>転出した学校で受け取 った「在学証明書」と「教科 用図書給与証明書」を持参 し、転入手続きをしてくだ さい。</p>

【長浜市外へ転校するとき】

手 続 き	<p>転居（転出） 手続き</p>	<p>転校（転出） 手続き</p>	<p>転居（転入） 手続き</p>	<p>転校（転入） 手続き</p>
場 所	<p>長浜市役所市民課 (支所:市民生活課)</p>  <p>市民課で住民異 動（転出）の手 続きをする。</p>	<p>転出前の学校</p>  <p>長浜市立神照小学校</p>	<p>転居先の市区 町村役所</p>  <p>住民課で住民 異動（転入）手 続きを行う。</p>	<p>転居先の学校</p>  <p>◎◎立 △△小学校</p>
書 類		 <p>↓ 交付</p> <p>転校（転出）手 続きを行い、「 在学証明書」と 「教科用図書給 与証明書」を受 け取ってください。</p>	<p>転入先の市区町 村教育委員会</p>  <p>転入学手続き を行う。</p>	 <p>↑ 提出</p> <p>転出時に転出し た学校から交付 された「在学証 明書」と「教科 用図書给与証明 書」を持参し転 入手続きをして ください。</p>

※転入手続きについては、転居先の市区町村役所の指示に従ってください。

【長浜市へ転入するとき】

手 続 き	転居（転入）手続き	転校手続き
場 所	長浜市役所市民課 （支所：市民生活課）	転居先の学校
		 長浜市立〇〇小学校
書 類	 交付 市民課で住民異動（転入）手続きのあと、「転入学通知書」を受け取ってください。	 提出 市民課で交付された「転入学通知書」と転出時に転出した学校から交付された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参し転入手続きをしてください。

転入学にあたって

- (1) 神照小学校で書類の確認をしますのでご持参ください。
  - ・在学証明書・教科用図書給与証明書（前の学校が発行したもの）
  - ・日本スポーツ振興センター加入の有無
  
- (2) 担任または他の職員が説明します。 ※本ガイドブックを使って
  - ・登校時刻及び日課表など
  - ・通学経路等
  - ・家庭環境調査票
  - ・緊急連絡カード
  - ・学年費等の口座振替について
  
- (3) 登校までに次のものを準備してください。
  - ・名札（学校で購入します。380円）
    - ※ 消費税等の理由により値段が変わる事があります。
  - ・氏名印（前の学校から持って来た物 無ければ250円で購入します。）
  - ・体操服（夏用 冬用）
  - ・赤白帽子
  - ・標準服上着（冬用）
  - ・雨ガッパ
  - ・上履き
  - ・通学かばん
  - ・黄帽子 など

※本人が気にしないのであれば、転出先の学校のものでかまいません。

【詳しくは、「神照小学校の持ち物」をご覧ください】

(4) その他

- ・ 児童について配慮してほしいこと。
- ・ 食べ物に関するアレルギー。

【その他の転学について】

外国への転出及び帰国(一時帰国も含む)等についての手続きは、  
長浜市教育委員会教育指導課 (TEL 0749-65-8605)  
へお問い合わせください。



# 学習について

# 1. 学習教科について

1年間に学習する教科です。学校の教育課程※1は、学習指導要領※2及び教育委員会が定める基準に従って校長が責任をもって編成しています。

1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語科（書写を含む）					
		社会科			
算数科					
		理科			
生活科					
音楽科					
図画工作科					
体育科					
				家庭科	
道徳科					
		外国語活動		外国語科	
		総合的な学習の時間			
学級活動					
				委員会	
			クラブ		
その他の特別活動（児童会・行事等）					

※行事等により、時間数が前後する事があります。

○特別支援学級は学習指導要領に従い教育課程を作成して実施しています。

## ※1教育課程とは

教育課程は、学校の教育目標を具現化するための設計図です。本校でも学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に編成した教育計画を立てています。

## ※2学習指導要領とは

文部科学省が幼稚園、小中高校、特別支援学校の授業内容や時間数・単位数を定め、官報で告示する全国統一の基準です。社会情勢等の変化に対応できるようにほぼ10年ごとに全面改訂されています。

## 2. 主な学校行事等について

4月	5月	6月
入学式 1学期始業式 検尿1次 内科検診 発育測定 家庭訪問（保護者希望懇談）	内科検診 検尿2次 歯科検診 学習参観・学級懇談会 P T A 総会	歯科検診 プール開き 学習参観 保護者引き渡し訓練
7月	8月	9月
学期末懇談会 1学期終業式	夏季休業	2学期始業式 発育測定 校外学習（各学年） 徒競走記録会
10月	11月	12月
運動会 校外学習（各学年）	学習参観 校外学習（各学年） マラソン記録会	学期末懇談会 2学期終業式 冬季休業
1月	2月	3月
冬季休業 3学期始業式 発育測定	学習発表会（学習参観） 6年生を送る会	卒業式 修了式 学年末休業

この他にも次のような行事を予定しています。

### 全学年

- ・各種保健検診、検査
- ・たてわり活動
- ・避難訓練
- ・全校朝会

### 該当学年

- 4年 やまのこ学習
- 5年 びわ湖フローティングスクール
- 6年 修学旅行
- 5・6年 市陸上記録会

年度や学習内容により変更になる場合もありますので、詳細は行事予定表や案内文書等をご覧ください。



### 3. 教科用図書（教科書）について

教科書は原則4年に一度改訂されます。したがって、兄弟が使用された教科書と異なる場合があります。また各地区によって使用する教科書（出版社）は異なりますが、該当学年で学ぶ内容は、法律で定められています。なお、長浜市・米原市は同じ教科書を使用しています。

### 4. 1人1台の学習用タブレット端末について

2021年度より全学年で1人1台のタブレット端末を使用した学習を行っています。今や、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。学校での学習用タブレットの活用は、子どもたちがICTを適切にかつ安全に使いこなすことができるよう情報活用能力の育成を旨としています。

学校では、情報手段に慣れ親しむことから始め、基本的な操作を身に付けます。また、教科等の学習において、タブレット端末の活用を図り、個別最適で効果的な学びや支援を進めます。また、情報モラル面についても合わせて指導を行っていきます。

1人1台のタブレット端末を学習支援のツールとしますが、個人で使う「思考ツール」とグループ学習で使う「協同ツール」として使用し、「ふかめる」「つながる」「ひろげる」などの視点のもと学習等で活用します。

**※自宅での使用時に、午後9時～午前6時の間は、ほとんどのアプリが利用できないよう設定しています。**

**※p42の「ゲーム・ネット・スマホ」についてのきまりを参照してください。**



## 5. 食育について

偏食傾向や欠食・多食の増加など、子どもたちの食生活の乱れが深刻化し、肥満や生活習慣病が増大しています。このように、子どもたちを取り巻く食環境の改善は、今や喫緊の課題となっています。

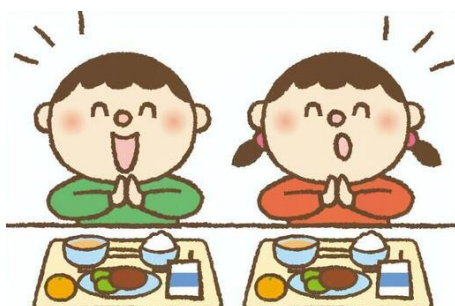
このような現状を改善するために、平成17年に「食育基本法」が制定されました。そこには、食育は生きるうえでの基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと述べられています。このため、学校においても「食育」を教育課程の中に系統的に位置づけ、教育活動の実践化を図る取組を進めています。また、「食育」は学校教育の中で完結するものではなく、家庭や地域に働きかけ協働していく必要性も指摘されています。以下、具体的な取組について紹介していきます。

### ① 学校教育の中で

学校では「食育推進基本計画」を策定し組織的・計画的・継続的に食育の推進を図ることが求められています。従来、学級活動や家庭科等で取り組まれてきた栄養指導などを低学年から高学年にわたって発達段階に応じて、計画的に指導していきます。例えば、毎日の給食をモデルに、各食材を栄養素による3つの食品群に分類してバランスよく食べることの大切さを低学年からわかりやすく指導し、内容を深めながら中学年・高学年でも引き続き指導していきます。また、生活科や理科、家庭科等の内容を食育の観点から見直したり、道徳で他の動植物の命をいただいていることで、私たちは生かされているという「感謝の心」を育む教育活動を行ったりすることなども食育に関わる大切な指導といえます。

### ② 家庭や地域に働きかける

食育は本来、家庭が中心ともなるべきものでしたが、急激な社会の変化により、学校・家庭・地域が連携することによってより効果的に進められるものと考えられています。そのため、例えば、学校保健委員会などで食育に関する研修会を開いたり、地域で料理講習会を開く中で食育の重要性を確認したりするなどの取組が考えられます。「早寝・早起き・朝ご飯」のメッセージも食育を意識したものだと考えていただくとわかりやすいと思います。



## 6. 特別支援教育について

多様化する社会の中で子ども一人ひとりのニーズに合った学校教育を進めるようになりました。

特別支援教育は、**特別支援学級の児童とともに、通常の学級に在籍している児童に対しても、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援をおこなうための組織的な支援の体制が組まれた教育です。**

通常の学級には、学習面や行動面に著しい困難を示す児童・生徒が在籍している可能性があります。発達に何らかの障がいがある児童が在籍している可能性があることをふまえ、本校においても特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置しています。特別支援教育コーディネーターは、発達に何らかの障がいがある児童に対しての支援策を学級担任と共に立案しています。担任外の教員による支援、特別支援学級による支援や通級指導教室による支援といったように、児童のニーズに応じて柔軟に対応できるように配慮しています。

どの子ども生き生きと学習に参加し、仲間とともに学び、なかよく遊び、協力し合える子をめざして、特別支援教育を進めています。

お子様について、心配なことがあったり、育てにくさを感じたりする場合は、2ページにありますように、いつでも学校・担任にご相談ください。



## 7. 人権教育について

学校教育における人権教育は、学校の教育目標の実現をめざした教育活動を展開する中で、児童が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるよう学校教育活動全体の中で取り組むこととしています。

そのため、学校では、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて人権尊重の精神に立つ学校づくりを進めることとしています。その際、児童が人格をもった一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にす教育方針のもとで、これにふさわしい教育環境をつくることを大切にしています。

人権教育を進めるにあたって、その手法には、普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがあります。

普遍的な視点からのアプローチには、○人権の概念についての学習 ○法の下での平等や個人の尊重についての学習 ○人権に関する条約・規約・宣言についての学習 ○人権の歴史及びその底流に流れる精神の習得などがあります。普遍的な視点からの学習にあたっては、その奥にある「人間の尊厳」に迫ることが大切です。

個別的な視点からのアプローチにおいて、解決をめざすべき個別人権課題として、例えば、○女性 ○子ども ○高齢者 ○障がい者 ○同和問題 ○アイヌの人々 ○外国人 ○H I V感染者・ハンセン病患者等 ○刑を終えて出所した人 ○犯罪被害者等 ○インターネットによる人権侵害 ○様々な人権問題（性同一性障害者に関する人権侵害、ホームレスの人々に対する人権侵害、日本人拉致問題など様々な人権問題）を示しています。

各学校では、これらの内容について、各学校や地域、児童や保護者の実態及び各人の発達段階等に即しつつ、人権に関する学習を教育課程に位置付け、教職員の共通理解のもとに人権教育年間計画を作成し、計画的・組織的な人権教育を推進しています。

そして、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう取り組んでいます。

具体的には、出会いから学ぶ交流学习や様々な体験活動、聞き取り学習やフィールドワークなどの地域学習、感性に訴える教材選定や知識理解を深める学習など、子どもたち自身が学び取り、態度化・行動化に結びつくよう、実情に応じた創意ある人権学習に取り組んでいます。また、人権集会や人権学習の授業参観など、保護者や地域の方々に各校の人権教育を公開し、学校・家庭・地域が連携する人権教育の取組も進められています。

# 健康安全について

# 1. 保健室からのお知らせ

## 1 就学前に

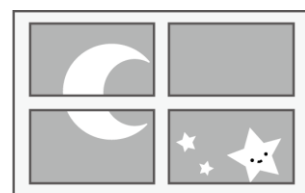
### (1) 基本的な生活習慣を

学校での子どもの姿を見ていると、生活の乱れが情緒の不安や勉強不振につながっていることをつくづく感じます。

生活習慣や毎日の生活のリズムが心理面や身体面に大きな影響を与えます。お子さんが、学校生活を楽しく生き生きと過ごすためには、家庭での生活がきちんとできて安定していることが大切です。入学までによりよい生活習慣が身につくようにご配慮ください。

### (2) 生活のリズムを

- ・起床…曜日に関係なくいつも決まった時刻に起きられるように、そして、洗顔の習慣をつけさせてください。
- ・朝食…朝食は、午前中の勉強を支える脳の栄養です。また、遊んだり運動したりするエネルギーになります。必ず朝食は食べさせてください。
- ・歯磨き…食後には歯磨きをする習慣をつけさせてください。
- ・排便…朝食後など毎日、トイレへ行く習慣をつけさせてください。
- ・運動…小学校の頃は、発育がめざましく体力づくりの大切な時期です。天気のよい日はなるべく薄着で十分外で遊ばせてください。(太陽の光は骨を強くします。)
- ・睡眠…低学年では、9～10時間程度の睡眠をとることが必要です。大人の生活につきあって、就寝時間が遅くならないように気をつけて、早寝早起きをさせてください。
- ・手洗い…体を清潔にするとともに病気の感染を防ぐことが大切です。トイレの後、遊びの後、帰宅後、食事の前などに手洗いをする習慣をつけてください。



※むし歯等の治療の必要なお子さんは、入学までに必ず治療を済ませておいてください。



## 2 入学後の生活の中で

### (1) 登校前の健康観察

登校直後から体の不調を訴える子がいます。毎朝お子さんの表情や食欲など様子を見てあげてください。調子が悪い時は、状況によって医師の診察を受け、家庭で十分休ませてください。

## (2) 学校感染症による出席停止

学校保健安全法により医師から、5ページの「出席停止にあたる病気」の診断があった時は、「出席停止」の取り扱いになり「感染症罹患による欠席報告書」の提出が必要となります。用紙をお渡ししますのでお知らせください。用紙は、医師の指示に従い、保護者が記入の上、提出してください。

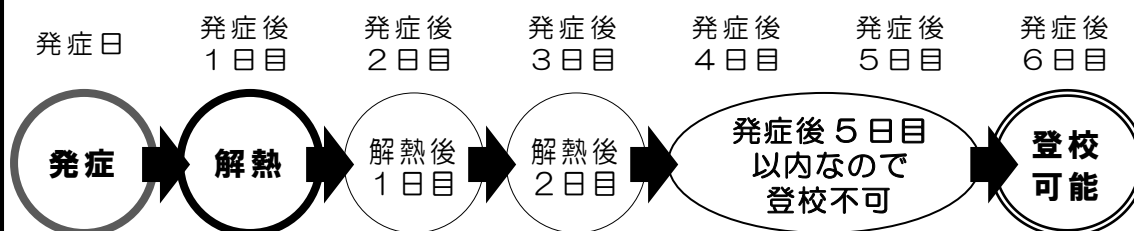
(用紙はホームページからもダウンロードできます。)

### インフルエンザの出席停止期間について

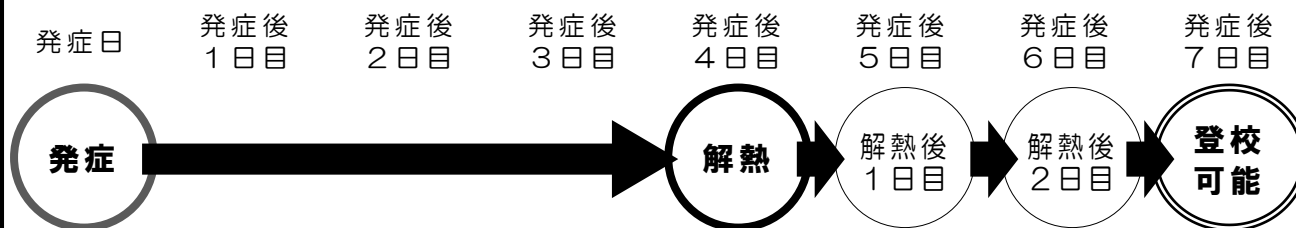
(平成24年4月から変更になりました)

- 発症してから5日を経過している
  - 解熱してから2日を経過している
- 両方の条件を満たしていると、**登校する事ができます。**

#### ◎例えば、発症後1日目に解熱した場合



#### ◎例えば、発症後4日目に解熱した場合



※薬で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。まん延を防ぐためにも、出席停止期間を守ってください。

### (3) 保健室休養と応急処置

- ・ 学校生活の中でのけがや病気などで、しばらく休養すれば回復すると思われる場合は、保健室で休養してもらいます。
- ・ 発熱や症状が重く医師の診察が必要と思われる時は連絡しますので、学校まで迎えに来てください。応急処置はしますが、継続的な手当や原則として投薬はしません。
- ・ 学校でけがをした時や見つけた時は、ご家庭に詳細に説明をしたり、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」への医療請求をスムーズに進めたりするために、けがをした箇所の写真を撮らせていただくことがあります。



### (4) 緊急連絡カードについて

- ・ 緊急な連絡が必要な時のために、連絡先やアレルギー体質について教えていただきます。カードは入学後お渡ししますので、できるだけくわしく正確にご記入ください。途中、電話番号等変更があった場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ・ 個人情報の保護には十分配慮（鍵付保管庫にて保管）していますので、携帯電話の番号もお書き添えください。

### (5) その他

- ・ 令和4年10月から「子ども医療費助成制度」が中学生まで拡大され、お子様の病気や怪我等などに医療費の助成を受けることができるようになりました。しかし、学校の管理下で発生した怪我等については、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりますので、「子ども医療費受給券」を使用せず、窓口にて診察代金(自己負担分3割)のお支払いをお願いします。(1,500円未満の場合は「子ども医療費受給券」を使用してください。)保護者の方が医療保険を使って1件の怪我につき1,500円以上支払われた場合(市立長浜病院、長浜赤十字病院等における初診時特定療養費は対象外)、「日本スポーツ振興センター」に加入されていますと医療保険並の療養に要する費用4/10が、後日、支給されます。詳細については入学後お知らせしますが、加入されますようお願いいたします。

(9 ページ参照)

- ・ 学校で下着(パンツ)を汚された時は新品を使用させていただきますので、翌日以降に新品の下着をご用意いただき返却ください。
- ・ 嘔吐して衣類が汚れたときは、感染拡大防止の観点から、そのまま袋に入れてご家庭にお返しをします。

## 2. 学校の安全管理について

近年、学校内外において児童の生命や安全が脅かされる事件が多く発生しています。安全なはずの学校において、このような事件が発生することは由々しきことだと言わざるをえません。このため、学校は保護者の皆さんや地域住民と連携し、協力を得ながら児童の安全確保に努めなければなりません。児童の安全確保のため、学校では以下のような取組を進めています。

### ①校内体制の整備

児童の安全確保は学校の最優先事項であることから、部外者の校内の出入りを常に把握しておかなければなりません。そのため、**部外者の出入り口を校舎西側の正面玄関に限定し、北門や校舎の出入口の施錠**を前提としています。また、訪問者名簿を作成したり、名札をつけていただいたりするものもこの取組の一つです。

さらに、「危機管理マニュアル」の作成と共通理解・緊急時の対応体制の訓練実施・学校施設の安全確保のための定期点検などの研修の機会を設け、常に職員の危機管理意識を高めるような働きかけを行っています。

### ②地域との連携

こうした児童の安全確保の課題は、保護者の皆さまはもちろんのこと、地域の皆さまとの連携を密にしていく中で進められる必要があります。このため、「開かれた学校」づくりに努めていく必要があります。保護者の皆様、地域の皆様に協力していただくことによって、より多くの目で児童の安全を確保していくことが大切なのです。安全管理という言葉からすると、部外者を寄せ付けないというイメージをもちがちですが、より多くの目で児童の安全を確保していくという観点から考えると、「開かれた学校づくり」が今後ますます大切になってきます。



### 3. 学校内での約束

## 令和7年度 神照小学校 校内生活のやくそく

### 1. 登校・下校

1. 決められた通学路を守り、7時50分～8時10分までに歩いて登校しましょう。
2. 登下校時は黄色帽子をかぶりましょう。
3. 登校して、宿題の提出・学習の準備・連絡帳の記入をしたら、読書しましょう。
4. 下校時刻を守り、学年一斉に下校しましょう。
5. 登校班長・副班長は登校旗をこわさないように、大切に使いましょう。折れたり、破れたりした時には先生に言いましょう。



### 2. 学校生活

#### (1) 学習

1. 忘れ物をした時には、家にとりに帰りません。担任の先生に伝えましょう。
2. 毛筆の墨は水道に流しません。使った新聞紙や作品は家に持って帰りましょう。毛筆の用具は家で洗きましょう。
3. はさみは、各学年で決められた場所に片づけましょう。
4. 学校には、学習に必要なものだけ持ってきましょう。(特別な物を持ってくるときは、先生に確認しましょう。)
5. かばんや筆箱にキーホルダーやストラップなどをつけません。(お守りはカバンに入れます。)
6. 筆箱には、鉛筆(5, 6本)・赤鉛筆・消しゴム・ネームペン・定規(2～6年生)を入れましょう。

#### (2) 休み時間

1. 時間・場所を守って遊びましょう。
2. 校舎の窓から、体を乗り出したり外に出たりしません。窓の近くの台の上には乗りません。
3. 廊下や階段は走らないで右側を歩きます。階段の手すりに乗って滑りません。
4. 校舎内(仲良し広場・アスファルト)ではボールやドッチビーをしません。(なわとびはOK)
5. 仲良し広場の土のところは上ぐつて歩けません。雨や雪の日は仲良し広場は使いません。
6. 仲良し広場の花壇の上のにりません。
7. 仲良し広場、アスファルトでは走りません。

8. 遊びの後始末をきちんとしましょう。ボールは学級で管理しましょう。
9. 学校のものがこわれた時やいつもと様子が違うときにはすぐに先生に言いましょう。
10. 体育館では、ステージに上がったり、器具庫の中に入ったりしないようにしましょう。
11. 他の教室へ用事がないときは、出入りしません。
12. トランプやウノなどのカードゲームは、仲よく使いましょう。

### (3) 給食

1. 手洗い、身支度をきちんとしてから、準備をしましょう。
2. 給食当番でない人は、しずかに座って待ちましょう。
3. 給食終了のチャイム（13：00）が鳴ってから、教室の外に出ましょう。



### (4) もくもくそうじ

1. 13：20～13：30まで時間を守り、さいごまで取り組みましょう。
2. 用具の片づけをきちんとし、ゴミの取り残しがないようにしましょう。



### (5) そのほか学校生活で大切なこと

1. 名前はさん・君づけでよびましょう。（相手を傷つける呼び方はしません。）
2. 毎朝、教室で名札をつけましょう。帰りには名札を外しましょう。
3. 学校では、活動しやすい服装で過ごしましょう。
4. 職員室の出入りの時には、「失礼します」「自分の組・名前」「用件」「失礼しました」を言いましょう。
5. 下駄箱にくつのかかとをそろえて入れましょう。上の段には上ぐつ、下の段には下ぐつを入れましょう。
6. 下校した後に、学校に忘れ物は取りに来ません。忘れ物がないように帰りの用意をしっかりと確認しましょう。
7. 学校に遊びに来た時は、自転車は決められた場所にとめましょう。門の外には止めません。また、お菓子は持ってきません。

## 4. 学校の外での約束

### ①健康で安全な生活をおくる

#### 交通ルールをまもります

- ・自転車の二人のり2列並びなどはしません。
- ・信号無視、飛び出し、ライトを消しての運転、傘さし運転はしません。
- ・道路、駐車場では遊びません。
- ・歩道橋は自転車を押して歩きます。
- ・保護者は、児童が自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。（道路交通法第63条11）

#### 不審者に用心します

- ・出かける時は、できるだけ複数で出かけます。
- ・知らない人に誘われても、ついていきません。また、危ないと感じたらにげます。
- ・夕方は決められた時刻までに家に帰ります。

4月～9月……6時

10月・11月……5時

12月・1月……4時30分

2月・3月……5時

- ・遊びに行く時は、行き先、だれと、どこへ、何時に帰宅するなどを、おうちの人に伝えて出かけます。



#### 危険な場所には行きません

- ・工事現場、線路、木材置き場、用水路等のあぶないところへ行きません。
- ・道路や駐車場で、キックボードやローラースケート等危ない遊びはしません。
- ・川遊びや魚釣りなどは、子どもだけでしません。

#### 毎日元気に過ごします

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」に心がけます。
- ・運動をがんばり、体をきたえます。
- ・毎日歯磨きをし、むし歯のない生活をおくります。



### ②計画的で規則正しい生活をおくる

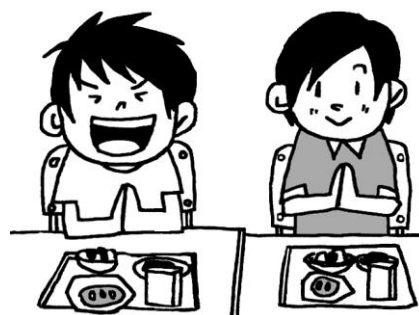
- ・毎日の復習や予習をしっかりとします。
- ・長期休業中（夏・冬・春休み）は朝10時までは家ですごします。

### ③よく考えて生活をおくる

- ・火遊びは絶対にしません。
- ・花火をする時は大人と一緒にします。
- ・落書きはしません。
- ・スーパーや大型量販店、コンビニ、ゲームセンターなどへは子どもだけで行かず、必ず大人と一緒にいきます。
- ・物やお金を大切にします。
- ・学区外へは、大人と行きます。
- ・タブレット、スマートフォン等の情報端末機器は、家の人と約束を決めて使います。加えて、**保護者様はお子さんの使用内容や状況について把握をお願いします。**

### ④気持ちのよいあいさつをする

- ・元気な一日は、「おはよう」のあいさつから始まります。
- ・食事のあいさつ「いただきます」「ごちそうさまでした」「ありがとう」の気持ちを大切にします。



## 5. 個人情報の取り扱いについて

本校では、お子様に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、長浜市の条例に従い、次の通り取り扱います。

### 1 個人情報とは

名前、住所、電話番号、生年月日など、個人が特定・識別できる情報です。学校では次の方法によってのみ、個人情報を収集・保有します。その他一切の第三者から個人情報を収集することはありません。

- (1) 保護者やお子様からの提出によるもの
- (2) 「就学通知書」等、関係諸機関からの法令に基づいた送付によるもの

### 2 個人情報の利用目的

学校の保有する個人情報は、次の目的に利用し、他の目的には使用しません。

- (1) 入学や転退学、進学の手続きのため
- (2) 教育活動や学校生活全般に関わる管理や連絡のため
- (3) お子様や保護者への連絡や、必要書類の発送のため
- (4) 身体・生命を保護するため(校長が緊急の必要を認めた場合に限りです)
- (5) 各種競技会・展覧会等の名簿提出に係る連絡・報告
- (6) P T A活動推進のため

### 3 個人情報の作成・管理

学校が作成・保有する個人情報については、学籍関係・学習評価・名簿等があり、紛失や流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。また、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態など、一切の個人に関する情報についても同様に管理しています。

校内では、情報化推進委員会を設置し、個人データの保護と一元管理について、整備、管理体制の充実に努めています。

なお、利用しました個人情報は、年度末に適切に処理させていただきます。

### 4 その他

- (1) 本校では、卒業アルバムの作成や尿検査等を専門業者に委託する場合があります。委託する業務に個人情報が含まれる場合は、業務委託契約を締結し、情報が紛失・流出することのないよう、適切な措置を講じます。
- (2) 教育活動に関する記録写真のうち、明らかに個人が特定できるもの以外は、同意なく研究紀要などに掲載・使用することがあります。
- (3) 学校が保有する個人情報については、本人および保護者に限り、開示や訂正を求めることができます。
- (4) 個人情報の取扱いに関してご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

**保護者の皆様へ**

## 1 (1) . 学校徴収金について

長浜市では学校教育に係る学年費等の学校徴収金について、金銭事故の防止と集金事務の軽減を図るため、口座振替による集金を行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 指定金融機関

J Aレーク伊吹      滋賀銀行      大垣共立銀行      長浜信用金庫      関西みらい銀行

(上記金融機関に口座をお持ちでない場合は、口座の開設をお願いします)

### (2) 振替日

**毎月26日** (金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)

### (3) 納入費目および金額

- ・ 学年費…共同で使用する用紙類や実験・製作教材等の購入にかかる個人負担費用
- ・ 教材費…個人で使用する用紙類や実験・製作教材等の購入にかかる個人負担費用
- ・ 校外活動費
- ・ 修学旅行積立金…5年生が対象となります。
- ・ 卒業アルバム積立金…6年生が対象となります。
- ・ その他…PTA会費、スポーツ振興センター掛金(460円)等
- ・ 振替手数料…1回につき11円が集金額に加算されます。

預金不足等で振替できなかった場合も11円が必要です。

※毎月の集金額は、年度当初にお知らせし、変更がある場合はその都度お知らせします。

※希望に応じて購入する学習用具費等は、その都度現金で集金します。

### (4) その他

- ・ 預金不足等で振替ができなかった場合は、後日文書でお知らせしますので、指定口座へ振り込んでいただくか、お子様を通じて現金で納入していただきます。再振替は行いません。
- ・ 指定口座の変更等を希望される場合は、事務担当者へご連絡ください。
- ・ 学校からの返金等のご指定の引き落とし口座に振り込みを行います。なお、口座や名義変更による振込エラーが発生した場合、保護者様ご負担で手数料(600円+消費税)がかかりますので、予めご了承ください。

## 1 (2) . 市民で支える小学校給食費補助事業について

長浜市では平成 28 年度から小学校の学校給食費を補助する制度が始まりました。この制度は、次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校の学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。

小学校においては学校給食費の保護者負担はありません。補助制度を利用するために、小学校に在籍する児童の保護者は、必ず補助申請が必要となります。

### (1) 補助対象者

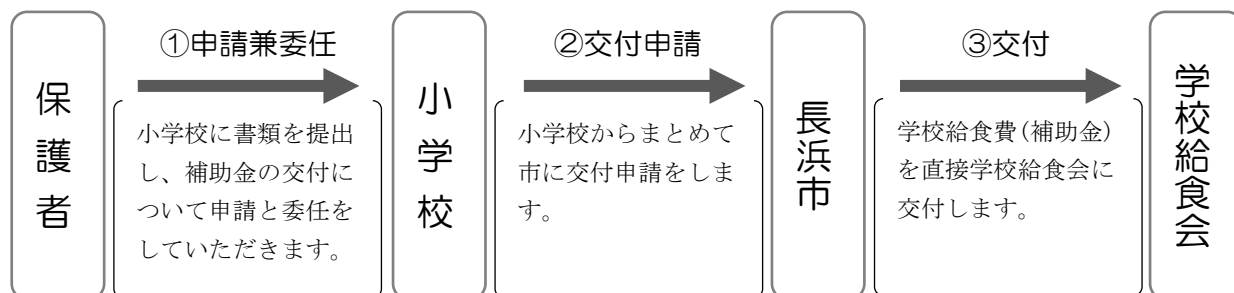
小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある方ただし、次の方は、補助の対象になりません。

- ・生活保護費を受給されている方
- ・就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている方  
(給食費の支給分については、給食センターへ直接支払いになります。)
- ・在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない方
- ・学校給食費を滞納している場合 (滞納分の支払い方法については、ご相談ください。)

小学校の給食費 1 人あたり  
月額：4,500 円  
年間：49,500 円 を市民  
の皆さんに支えていただ  
いています。

### (2) 補助のおおまかな流れ

長浜市から直接、学校給食会に学校給食実費分 (補助金) を交付しますので、学校給食費を小学校に支払っていただく必要はありません。



### (3) 補助申請等の方法

申請書兼委任状 (様式第 1 号) に必要事項を記入し、入学する小学校へ提出してください。就学援助や特別支援教育就学奨励を受けられる方も申請中の場合は、補助申請書を提出してください。

※長浜市教育委員会からの案内文や申請書類は入学後に配布します。

ご確認いただき、記載の期限までにご提出ください。

※申請方法については変更になる場合があります。



## 2. 不登校について

学校は、全ての子どもたちが、元気に登校してくれることを願っています。しかし、なかには登校しにくいお子さまがいらっしゃるかもしれません。

この場合、原因はひとつとは限らないことが多く、原因をつきとめることよりも、**登校できるようにすることが大切です。**

そのためには、**早い段階で、学校へご相談ください。**担任はもちろん、担任以外の教職員でも結構です。早ければ早いほど、早期に解決できますし、何より、お子さまや保護者様の負担を軽減することになります。

**月に7日以上欠席、または、のべ20日以上欠席されているお子さまについては、原則として保護者様との懇談をします。**

また、関係機関へ報告しておりますことをご承知おきください。

### ○ 気になる症状がみられたら・・・まずは相談してください。

朝になると体調の悪さを訴え、しんどそうにしている。	
原因不明の微熱や腹痛などの身体症状が続いている。	
何らかの理由をつけて学校を休みたがる。	
学校からもどってくると元気になる。	
夜遅くまで起きていて、寝るのをいやがる。	
家に帰ってからは、友達と遊ばずにひとりで過ごしている。	
理由ははっきりしないが、イライラしている。	
必要以上に甘えてくる。	

## 3. いじめについて

いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、スマートフォンやパソコンの介入により、一層見えにくいものになっています。

学校は、「どの学校・学級にもいじめはおこりうる」という認識のもと、「いじめは人として絶対に許されない行為である」という強い意志をもち、いじめの解決・防止のための教育に取り組んでいます。



いじめ問題の解決の決め手は、早期発見にあるといっても過言ではありません。でも、いじめは、おとなの知らないところ、見えにくいところで起こることが多く、いじめられている子どもは、ひとりで悩んでいることもあります。そのため、アンテナを高くし、子どもたちのSOSをキャッチすることが大切です。

**子どものSOSを感じたら、すぐに担任（担任以外の教職員でも）に相談してください。学校には、いじめ対策委員会があり、学校全体でいじめの解消に向けて取り組みます。**

不幸にもいじめがおこってしまった時は、いじめられている子どもに「あなたのことを絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて安全な学校生活が送れるように努めます。

いじめを解決することはもちろんのこと、子どもたちに正しい判断力を身につけさせ、二度と同じことが繰り返されないように、保護者の皆様と協力して取り組んでいきます。

### いじめ早期発見チェックポイント

1	朝、なかなか起きてこなくなる	
2	朝、トイレに入ると、なかなか出てこなくなる	
3	登校をしぶったり、早退や欠席が多くなったりする	
4	頭痛・腹痛などを訴えるが、特に異常がない	
5	食欲がなく、いつもより食べる量が減る	
6	勉強しなくなる 集中力がない	
7	服が汚れていたり、破れていたりする	
8	表情がさえず、おどおどした様子が見られる	
9	教科書、ノートなどにいたずらされて帰ってくる	
10	持ち物をひんぱんになくしてくる	
11	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび欲しがる	
12	親しい友だちが遊びに来ない 遊びに行かない	
13	理由をはっきり言わないあざや傷あとがある	
14	家族との会話が少なくなり、学校や友だちの話題が減った	
15	家族のささいな言葉にいらいらしたり、反抗したりする	
16	弟や妹をいじめるようになる	
17	パソコンやスマホをいつも気にして、就寝時刻が遅くなる	
18	不眠が続く	

## 4. 児童虐待について

児童虐待は、大きな社会的問題となっており、同時に、子どもたちの健全な心身の成長を大きく妨げる問題でもあります。

学校は、家庭以外で一番長い時間を過ごす場であり、児童虐待の防止については、大きな役割を担っています。

保護者の皆様からの子育ての相談をお受けすることや、やがて大人になる子どもたちに、子育てにつながる教育実践を行うことなどは児童虐待の防止にとって、とても大切です。

教職員は、そのことを十分に自覚し、適切に対応できるよう心がけています。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、児童虐待を発見した時だけでなく、児童虐待が疑われる場合にでも通告する責任（通告義務）が課されており、以下のような子どもを発見した場合は速やかに関係機関に通告することとなっています。

また、お子さんの身体にある外傷的なあざやけがにつきましては、事情を聞かせていただいたり、写真を撮らせていただいたりすることがありますのでご理解ください。

### 虐待の種類

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける等身体に傷を負わせる、しつけと称して長時間の正座をさせたり食事を与えたりしない、その他、溺れさせる、冬や夜中に戸外に閉め出すなど

#### 性的虐待

子どもにわいせつな行為を行ったり強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもの裸体を写真やビデオに撮影したり、ネット上に掲載したりするなど

#### ネグレクト（養育放棄・怠慢）

朝ごはん、晩ごはんなど食事を与えない、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、病気やけがをしても病院に連れて行かない、遅刻や欠席を繰り返して学習する権利を奪うなど

#### 心理的虐待

言葉による脅し、罵声をあびせる、甘えてきても無視する、きょうだい間で明らかに対応が違う、DVの場面を見せるなど子どもの自尊心を傷つける言動

※DV…ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などへの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動

## 5. スマートフォン・タブレット・インターネットの本質と危険性

スマートフォンやタブレット・パソコンなどの情報化の進展に伴う、インターネット上の有害情報などが子どもにおよぼす悪影響等から子どもを守ることは、重要課題となっています。

近年、スマートフォン・タブレット・インターネットによる犯罪の対象が小学生へも広がりが見られ、被害者となるだけでなくネットを使った「いじめ」などの加害者になるケースもあるなど、様々な形で広く大きな問題となってきています。また、スマートフォン・タブレット・インターネット等の利用に当たっては、その危険性をしっかり理解して使用しなければならず、特に小学生の利用にあたっては、**保護者一人一人の責任ある判断や指導が欠かせません。**



インターネット上の世界には、子どもたちにとって役立つ情報がたくさんある一方で、暴力的な表現やアダルト画像といった悪影響を及ぼす有害な情報も数多く存在します。また、メールやインターネット掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニティサイトについても利用方法を誤りますと、自分が気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまうなど、様々なトラブルが起きる危険があります。

### 子どもの携帯電話等の利用に関するトラブルの例

#### **○書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ**

SNSなどで人の悪口を書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが横行し、被害に遭った子どもが自殺するなどの事件も発生しています。

#### **○SNSなどに載せた個人情報の流出**

SNSなどに安易に写真や名前、メールアドレス、アカウント等の個人情報を記載したために、知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。

#### **○SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害**

最近では、出会い系サイトではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しを受けて子どもが性的被害を受けるケースが増えています。

#### **○無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用**

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額な料金を請求されてしまうトラブルが、子どもの間で多く発生しています。

## ○オンラインゲームでの友人関係のトラブルや睡眠不足

ゲームでのやり取りを翌日に学校にひきずってくる（ゲームでけんかした、入れてもらえなかった等のことで学校に来にくくなったり、学校に来てもけんかしたりする）、ゲームを持っていない子が話題に入れなくて疎外感を感じる、などの問題が発生しています。

## ○多くの人に迷惑をかけるいたずらによる犯行予告

子どものいたずらでも、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることになり、罪に問われることもあります。

こうしたトラブルに巻き込まれることなく、子どもたちが安全に、安心してスマートフォンやタブレット、インターネットを利用するために、保護者がその特徴や、様々なリスクについても理解しながら、子どもを見守ることが重要です。

### ポイント1

#### 子どもにスマホ・タブレットやパソコンを使用させるときは目的を明確に

保護者の責任による特別な事情のある場合を除き、できるだけスマホなどを持たせないことが望ましいのですが、子どもにスマホなどを持たせるときは、ただのプレゼントやご褒美としてではなく、「何のために必要なのか」「どのように使うのか」を話し合うことが大切です。例えば、「緊急連絡」「(GPSによる)所在確認」「防犯」「学習のための調べ物」といった利用目的をあらかじめ子どもと話し合っておくなどが有効です。また、子ども自身に「スマホなどを持つ必要性と責任」を自覚させるために、インターネットの特徴や有害情報などの危険性、個人情報を守る必要性などを説明し、本人に危機意識を持たせるようにしましょう。

最初のうちは、子どものスマホなどの利用を保護者が見守りながら、子どもがインターネットを利用する際のマナーや安全に利用するための知識を身につけられるようにしましょう。

### ポイント2

#### 有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの活用

子どもがスマホやパソコンなどを利用する際には、有害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」(\*)を活用しましょう。それによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子どもが閲覧できないようにします。

なお、携帯電話会社では、18歳未満の子どもがスマホなどを利用する場合には、保護者からの申し出がないかぎり、フィルタリングサービス(有害サイトアクセス制限サービス)を提供しています。(無償)スマホなど購入の際に、主に子どもが使うことを販売店に伝えれば、フィルタリングサービスを利用することができます(学習用タブレットには登録済)。

### ※フィルタリングとは…

フィルタリングとは、子どもに見せるのが好ましくないインターネット上の有害サイトを一定の基準で判別し、閲覧を制限するサービスです。

## ポイント3

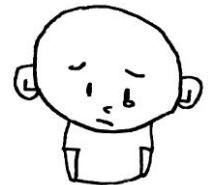
### 親子で話し合って、家庭でのルール作りを

子どもが、スマホやタブレット・パソコンなどで上手にインターネットを活用できるようにするために、家庭のルールをつくりましょう。ルール作りは子どもと一緒にルールを作る必要性から、利用目的や利用場所・時間帯を話し合って決めることが大事です。もし、これらのルールを守れなかった時には、携帯電話などの利用を一時禁止するなどのペナルティも決めておくと、ルールを守るための責任感が本人に生まれます。なお、いつも目に付くところにルールを貼っておくなどすると、より効果的です。

スマホなどの利用状況については、子どもと折に触れて話し合い、問題がないか確認してください。万が一、トラブルが生じたときには、すぐに保護者に相談するよう、ふだんから子どもと話しておきましょう。

### 家庭のルールの具体例

- 困ったときにはすぐに相談する
- 利用する時間を決める
- 利用する場所を決める
- サイトに登録する場合は事前に親に相談する
- 暗証番号は親が管理する
- お金がかかる場合は事前に相談する
- 名前・顔写真・学校名などは書き込まない
- 知らない人のメールに返信しない
- 他人の悪口を書き込まない
- 月に1度利用状況を保護者と確認する
- ルールを破ったら一時利用禁止とする



## ○もしも悪質な誹謗中傷の書き込みがあったら

- ①書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウト等して、内容を残してください。または、デジカメ等で撮影して書き込み内容を残してください。
- ②掲示板等のサイト管理者に削除依頼と発信者情報の開示請求を行います（書式等がありますので学校にお問い合わせください）。学校がお手伝いをしますので、保護者の方が依頼・請求を行ってください。
- ③掲示板等のプロバイダーに削除を依頼します。
- ④削除依頼をしても削除されない場合は、警察や地方法務局、弁護士に相談して書き込みの削除を行います。

# みんなでまもろう

## ゲーム・ネット・スマホのきまり

- 1 学校へは、もちこみません。
- 2 顔や名前などの個人情報こじんじょうほうは、のせません。
- 3 LINEなどで、友だちの悪口わるくちを書いたり、仲間外れなかまはずにしたりしません。
- 4 知らない人しひととは、つながりません。
- 5 アプリのダウンロードやゲームの課金かきんなどは、おうちの人に許可きよかをもらいます。  
(対象年齢たいしょうねんれい以上のものは使つかいません。)
- 6 食事中・学習中じくじちゅうがくしゅうちゅうは使つかいません。
- 7 午後8時以降ごごじいこうは、使つかいません。
- 8 午後8時以降ごごじいこうは、おうちの人ひとにあずけます。
- 9 スマホ・ゲームなどのロックはしません。
- 10 こまったことがあれば、すぐ大人おとなに言いいます。

※このきまりを基本きほんに、家の人いえひとともう一度使いちどつかい方かたについてよく話し合はないませう。

## 6. 悩み事の相談機関について

### ■長浜市の相談機関について

長浜市には、いくつかの相談機関があります。学校と協力して少しでも子どもの心が元気になるよう支援していただいています。

- 教育センター（教育相談室）：長浜市役所 浅井分庁舎 2F  
（長浜市内保町2490-1）  
TEL：74-3702




- 青少年センター（悩み相談、非行防止）：長浜市役所 浅井分庁舎 2F  
（長浜市内保町2490-1）  
TEL：74-3330  
TEL：74-3366（あすくる直通）



不登校の解消や対人関係能力の向上・発達に関する支援や相談を希望される場合は、原則、学校を通して申し込みをしてください。



2. 神照小学校の持ち物 (学校では学習に必要なもの以外は持ってこないよう指導しています。)

品名	規 準	品名	規 準
通学かばん 通学帽 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校指定の黄色の背負いかばん(安全かばん)が望ましい</li> <li>■キーホルダーなど学習に不必要な物はつるさない</li> <li>■通学帽は黄色の安全帽をかぶる(男女どちらのタイプでも可)</li> <li>■帽子が飛ばないようにあごひもをつける</li> </ul>  	ふでばこ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入学時は、原則として箱型の筆箱を使用する</li> <li>■学習に適した機能的な消しゴムを使用する(におい/色つき・消しにくい形のものを使用しない)</li> <li>■鉛筆(Bまたは2B)は5本程度入れる</li> <li>■赤色鉛筆</li> <li>■ネームペン</li> <li>※飾り付き・細い鉛筆・バトル鉛筆は使用しない</li> <li>※シャープペンシルは筆圧がうまくかからず正しく書きにくいので使用しない</li> <li>※定規は2年生から使用します</li> </ul>
服装 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■華美にならず動きやすく着脱が容易なもの</li> <li>■掃除や作業のじゃまにならない丈のもの</li> <li>■冬季は、男女とも標準服の上着を着用する</li> <li>■髪留め等が華美にならないように</li> <li>※ピアスやカチューシャはしない</li> </ul>	ざぶとん 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■椅子に取り付けられるようにうすいものでゴムひもをつける</li> <li>■大きさ：縦30cm×横32cm程度</li> </ul>
下ぐつ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安価で登下校に耐え運動に適した物を使用する</li> <li>■厚底の物やサンダルなどは安全上控える</li> </ul>	エプロン袋 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■白色エプロン・三角巾・マスクを入れる</li> <li>■低学年のうちはエプロン・三角巾にゴムをつけると扱いやすい</li> <li>※三角巾の代わりに帽子でもよい</li> <li>■大きさ：縦30cm×横20cm程度</li> <li>■袋のひもは子どもに扱いやすい材質の物を使用する</li> </ul>
上ぐつ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■白のズックぐつを使用する</li> <li>■ひもなし(バレシューズ)がよい</li> <li>■上ぐつ袋を使用して金曜日に持ち帰り洗う</li> </ul>	給食袋 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コップ・ナフキン(縦40cm×横50cm以内程度)・箸・歯ブラシを入れる</li> <li>但し、コップ・歯ブラシは任意</li> <li>■ひもが長すぎないように(机の横につるすため)つるした長さが38cm以内になるようにする</li> </ul>
上ぐつ袋 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上ぐつを入れるのに使用する</li> <li>■上ぐつが入る大きさで、持ち手がついているもの</li> </ul>	体操服袋 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■体操服・汗ふきタオルを入れる</li> <li>■大きさ：縦40cm×横30cm程度</li> <li>■袋はリュックタイプが望ましい</li> </ul>
本袋 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■読書する本を入れる手さげ袋</li> <li>■大きさ：縦25cm×横33cm程度</li> <li>■机の横につるすのでひもが長すぎないようにつるした長さが38cm以下になるようにする</li> </ul>	引き出し 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■机の中に入れるふたなしの箱</li> <li>※木製・プラスチック製いずれも可</li> <li>■大きさ：外のり縦33cm×横46cm程度</li> <li>高さ6cm以内</li> <li>※これ以上大きいと机の中に入らない</li> </ul>
雨具 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登下校中は、黄色の雨ガッパを使用する</li> <li>※雨傘は安全確保のため、使用不可</li> </ul>	水着 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紺・黒で左の図のような形の水着を着用する</li> <li>■水泳帽は学校指定のもの(1年生は緑色)</li> <li>■布に黒字で記名し水着の左側に縫いつける</li> <li>※大きさ：縦7cm×横4cm程度</li> <li>■男子用は布ひもをゴムひもに入れかえてください</li> <li>※布ひもは濡れると結び目を解くのが困難のため</li> <li>※実施時期が近づきましたら、改めてお知らせします</li> </ul>
体操用帽子 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■赤白帽子を着用する</li> <li>■ゴムであごひもをつける</li> </ul>	その他 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低学年…はさみ・クレパス(12～16色程度)・色鉛筆(12色程度)・スティックのり・カスタネット・それらが入るケース(道具箱)</li> <li>■雑巾は上拭き用(ひもをつける)・下拭き用の2枚が必要</li> <li>■下雑巾をイスにつるすためのひも付きの洗濯ばさみ2こ</li> </ul>
体操服 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校指定の白いシャツと紺のハーフパンツを着用する</li> <li>■寒い時は学校指定の長袖体操シャツと長ズボを着用する</li> <li>※半袖、長ズボンの下にアンダーシャツやタイツを着用しない</li> <li>■名札がとれたときは学校指定の名札布を購入し黒字で氏名を書いて左胸部にアイロンプリントして貼り付ける</li> <li>■体育の学習がしやすいように長い髪はくくる</li> <li>※手首や足首にミサンガなどはしない</li> </ul>	名札 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校名入りの名札を使用(プラスチック製)</li> <li>■学校で注文購入する</li> <li>※毎朝教室でつけ帰りに外す(学校保管)</li> <li>※紛失や破損した場合は担任を通じて380円で購入していただきます</li> <li>■1年生の名札の色は緑色です(入学時に配布します)</li> </ul>

すべての持ち物には、太字で分かりやすく記名をお願いします